

報告第 16 号

権利放棄の報告について

西海市債権管理条例（平成 26 年西海市条例第 23 号）第 16 条第 1 項の規定により、市の債権について、別紙のとおり放棄したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

西海市長 杉澤 泰彦

令和4年度債権放棄一覧（西海市債権管理条例第16条第3項）

No.	放棄した債権の名称	放棄した債権の年度	放棄した債権の金額(円)	放棄した債権の件数	放棄した事由 (債権管理条例)
1	上水道料金	平成16年度～平成18年度	16,200	3	第16条第1項第5号
2	上水道料金	平成19年度～平成20年度	6,750	2	第16条第1項第2号
3	上水道料金	平成20年度	2,395	1	第16条第1項第2号
4	上水道料金	平成27年度～平成28年度	4,320	2	第16条第1項第5号
5	上水道料金	平成28年度	9,070	1	第16条第1項第5号
6	上水道料金	平成28年度	1,340	1	第16条第1項第5号
	合計		40,075	10	

放棄した事由(西海市債権管理条例の適用条項)

第16条第1項第1号 債務者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、納付期限から相当の期間を経過した後においても、なお資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込がないと認められるとき。

第16条第1項第2号 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

第16条第1項第3号 当該債権について、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がないときで、かつ、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

第16条第1項第4号 強制執行等又は施行令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

第16条第1項第5号 施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。